(改正後)	(改正前)
高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金交付要	高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金交付要
綱	網
第1条~第9条 (略)	第1条~第9条 (略)
第 10 条	第 10 条
第1項 (略)	第1項 (略)
2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助金額の減額を伴	(第2項の追加)
う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受	
けることができる。	
第 11 条 ~ 第 16 条 (略)	第 11 条~第 16 条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
<u>附 則</u> この要綱は、令和4年4月5日から施行する。	_(附則の追加)

(改正後) (改正前)

別表(第2条、第4条、第8条関係)					別表(第2条、第4条、第8条関係)						
事業区 分	補助 事業 者	事業実施主 体	補助対象経費	補助率	補助金 上限額	事業区分	補助 事業 者	事業実施主 体	補助対象経費	補助率	補助金上 限額
次世代 型ハウ ス整備 事業	略	略	略	略	略	次世代 型ハウ ス整備 事業	略	略	略	略	略
生産関連施設整備事業	略	略		略	略	生産関連施設整備事業	略	略	略	略	略
農ラー事業のクタ第	市村業人は間業町農法又民企	次ウ業連事助ういり交地パプ山交(事金う要定実世ス、施業をと農総付生ワ事漁付以業」。綱す施世ス、施業をと農総付生ワ事漁付以業」。綱す施型備産整はけるづ支、基ア、振金「交と交に事体型備産整はけるづ支、基ア、振金「交と交に事体の事関備補よ強く援産盤ッ農興等国付い付規業の事関備補よ強く援産盤ッ農興等国付い付規業	略	略	<b>呼</b> 各	農業ス加業	市村業人は間業町農法又民企	補よ強担り交地パプ山交(事金う要定実助ういい総付生ワ事漁付以業」)綱す施をと農手合金産一業村「下の」の等る主受す業づ支、基ア、振金「交と交に事体ける・く援産盤ッ農興等国付い付規業	略	<b>照各</b>	略
雇用奨励事業	略	市町社同業連業業すは町村、組協合法者る民村、組協合法者る民人が団間は、組体企のは、組体企のは、といいのでは、産業、組、、組体企のは、産業、組、、組体企のは、産業、組、、組体企のは、のでは、のでは、のでは、	略	略		雇用奨励事業	略	市業業合同会人が団間 11 大社 農舎農農織又業人の業連業業すは、、同業連業業すは、農農組協合法者る民	略	略	

(改正後)	(改正前)
(改正後)    アドバ	(改正前)    アドバ
・ 算面された交換機に、1,000 円米個の場象を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。	・算面された交別額に、1,000円米個の端級を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。